

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	こどもの育ち支援課
委 託 業 務 名	東部こども療育センター 機械警備業務
委 託 業 務 場 所	大津市萱野浦1番11号
概 要	東部こども療育センターに起こり得るリスクについて、警備業務用機械装置を使用した機械警備によって、事故等の発生を警戒、予防する。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	1,386,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 滋賀県大津市本宮二丁目37番4号 [名 称] 株式会社ALSOK滋賀支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、建物に警備業務用機械装置（以下、「機器」という。）を設置し、受託者の基地局にて遠隔で警備を行うものであり、機器からの信号の発信と基地局による信号の受信は一体となったものであることから、機械警備については、機器を設置した業者のみが行うことが出来る。 なお、現在は、ALSOK（株）滋賀支社に機械警備業務を委託し、機器についても同社のものを使用しており、次回の機械警備業務の更新までの間使用に耐えうる状態にあり、現在の機器を使用して機械警備業務を実施した方が他の業者に委託して全ての機器を更新する場合と比べて経済的に有利であることから、本業者と随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。